

# 「秋田米「サキホコレ」取扱店」登録要領

## 第1 趣旨

秋田米「サキホコレ」の認知度向上と消費拡大を図るため、「サキホコレ」の小売店及び提供店（食べられる店）を「秋田米「サキホコレ」取扱店」として登録します。

## 第2 運用主体

秋田米新品種ブランド化戦略本部

## 第3 登録対象

「サキホコレ」の小売店又は提供店（食べられる店）とし、個別店舗ごとに登録します。

## 第4 登録要件

### (1) 小売店

#### ア 県内

次の要件をいずれも満たすこと。

- ① 「サキホコレ」を継続的に販売できること。
- ② 「サキホコレ」の販売店として、米穀卸業者（「サキホコレ」の仕入先）から推薦された小売店であること。
- ③ 「サキホコレ」のPRに協力できること。
- ④ 販売に当たっては、原則として、指定の米袋デザイン又はロゴマークを使用すること。（米袋デザイン等を使用する場合は、別途申請が必要です。）

#### イ 県外

次の要件をいずれも満たすこと。

- ① 主に米の販売を業としている米穀専門店又は量販店であること。
- ② 「サキホコレ」を継続的に販売できること。
- ③ 「サキホコレ」の販売店として、米穀卸業者等（「サキホコレ」の仕入先）から推薦された小売店であること。
- ④ 「サキホコレ」のPRに協力できること。
- ⑤ 販売に当たっては、原則として、指定の米袋デザイン又はロゴマークを使用すること。（米袋デザイン等を使用する場合は、別途申請が必要です。）

### (2) 提供店（食べられる店）

次の要件をいずれも満たすこと。

- ① 「サキホコレ」を継続的にお客様に提供できること。
- ② 「サキホコレ」のPRに協力できること。

## 第5 登録申請等

- (1) 登録の申請は、申請書（別記様式第1号）に必要事項を記入し、秋田米新品種ブランド化戦略本部事務局（秋田県農林水産部水田総合利用課）に提出してください。
- (2) 登録した内容に変更があった場合は、原則として1か月前までに変更申請書（別記様式第2号）に必要事項を記入し、秋田米新品種ブランド化戦略本部事務局（秋田県農林水産部水田総合利用課）に提出してください。
- (3) 登録を取り下げる場合は、原則として1か月前までに登録取下届（別記様式第3号）を秋田米新品種ブランド化戦略本部事務局（秋田県農林水産部水田総合利用課）に提出してください。

## 第6 登録

秋田米新品種ブランド化戦略本部が、申請書の記載内容を確認し、「秋田米「サキホコレ」取扱店」として登録します。なお、公序良俗に反するなど、「サキホコレ」のブランドイメージを損なう恐れがあると判断される場合は、登録しないことがあります。

## 第7 登録期間

登録期間は、登録の日から、登録の日が属する年度（4月1日から3月31日まで）の翌々年度の末日までとします。また、登録者より登録内容の変更または取り下げる旨の申出がないときは、登録内容を自動継続します。

## 第8 登録の取消し

登録要件を満たさないことが判明した場合又は「サキホコレ」のブランドイメージを著しく損なうと判断した場合は登録を取り消すことがあります。

## 第9 登録のメリット

- (1) 登録店であることを示す登録証及びプレートの提供
- (2) 販売促進資材（のぼり、ポスター、リーフレット等）の提供
- (3) 秋田米ウェブサイト「ごはんのふるさと秋田へ」における紹介
- (4) 「サキホコレ」に関するキャンペーン等の御案内

なお、県外量販店は（3）とし、その運営主体あて（1）を提供する。

また、仕入れの状況等により、一時的に欠品又は期間限定での販売・提供となる場合は、その説明やプレート等の表示方法に留意すること。

## 第10 その他

この要領に定めるもののほか、「秋田米「サキホコレ」取扱店」の登録に関し必要な事項は、秋田米新品種ブランド化戦略本部が別に定めます。

附則 この要領は、令和4年6月10日から施行する。

令和5年5月16日一部改正

令和5年8月25日一部改正

令和7年4月1日一部改正

別記様式第1号（第5（1）関係）

「秋田米「サキホコレ」取扱店」登録申請書

令和 年 月 日

秋田米新品種ブランド化戦略本部長 宛

申請者 会社名  
住 所  
代表者

本制度の趣旨を理解し、「秋田米「サキホコレ」取扱店」の登録を次のとおり申請します。

記

(ふりがな) 店舗名称	※名称はプレート等に記載しますので、正確に記入してください。
所在地	〒
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	
業態	小売店 ・ 飲食店（食べられる店） ・ 量販店
「サキホコレ」の年間取扱量	kg
「サキホコレ」の主な仕入先 (推薦を受けた米卸業者)	
WEBサイトアドレス、 通販サイトアドレス SNSアカウント（媒体名）	※秋田米ウェブサイトで紹介させていただく場合があります。

(注) 県外量販店で複数店をチェーン展開している場合は、店舗名称（ふりがな）、所在地、電話番号、FAX番号、メールアドレス欄を適宜拡大（別紙添付可）して記載してください。

〈提出先〉

秋田米新品種ブランド化戦略本部事務局（秋田県農林水産部水田総合利用課）

〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

電話：018-860-1784 FAX：018-860-3898

別記様式第2号（第5（2）関係）

「秋田米「サキホコレ」取扱店」登録変更申請書

令和 年 月 日

秋田米新品種ブランド化戦略本部長 宛

申請者 会社名  
住 所  
代表者

本制度の趣旨を理解し、「秋田米「サキホコレ」取扱店」の登録の変更を次のとおり申請します。

記

(ふりがな) 店舗名称	※名称はプレート等に記載しますので、正確に記入してください。
所在地	〒
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	
業態	小売店 ・ 飲食店（食べられる店） ・ 量販店
「サキホコレ」の年間取扱量	kg
「サキホコレ」の主な仕入先 (推薦を受けた米卸業者)	
WEBサイトアドレス、 通販サイトアドレス SNSアカウント(媒体名)	※秋田米ウェブサイトで紹介させていただく場合があります。

(注) 変更前を上段の( )内に記入し、変更後を下段に記入してください。

〈提出先〉

秋田米新品種ブランド化戦略本部事務局（秋田県農林水産部水田総合利用課）

〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

電話：018-860-1784 FAX：018-860-3898

別記様式第3号（第5（3）関係）

「秋田米「サキホコレ」取扱店」登録取下届

令和 年 月 日

秋田米新品種ブランド化戦略本部長 宛

申請者 会社名  
住 所  
代表者

令和 年 月 日に受けた登録について、次の理由から登録を取り下げるので、  
「秋田米「サキホコレ」取扱店」登録要領第5の（3）の規定により、届け出ます。

<理 由>

<提出先>

秋田米新品種ブランド化戦略本部事務局（秋田県農林水産部水田総合利用課）  
〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号  
電話：018-860-1784 F A X：018-860-3898